

監獄の犠牲者としてのオスカー・ワイルド*

本 間 里 美

1. はじめに

オスカー・ワイルド (Oscar Wilde, 1854-1900) は、1895年5月25日に男性同性愛の罪で刑法改正法令 (the Criminal Law Amendment Act)¹の第11条項に反したとして有罪判決を受け、2年間の重労働の刑を宣告された。刑期を終えて出獄したワイルドは、1篇の詩の創作しか行うことができず、メリッサ・ノックス (Melissa Knox) は、ワイルドが男娼と戯れ、金銭的にも困窮し、健康を害して、フランスで失意の生涯を終えたと述べている (132-134)。一時は時代の寵児として華々しく活躍したワイルドがそのような終焉を迎えなければならなかった背景には、監獄の存在が大きく関連していたのではないかと考えられる。

投獄されたワイルドを待ち受けていたのは、自由を奪い、その性質を社会に有用なものへと強制的に変容させることを目的とした、1877年の監獄法 (the Prison Act) の下での、規律・訓練 (discipline) と処罰 (punishment) に基づく苛酷な監獄生活であった。1877年の監獄法の理念や具体的な行刑については、リオネル・W・フォックス (Lionel W. Fox) によって、『英国の監獄と少年院制度』 (*The English Prison and Borstal System*, 1952) のなかで論じられている (48-50)。リチャード・エルマン (Richard Ellmann) は

* 本稿を作成するにあたり、十枝内康隆先生 (北海道教育大学旭川校) に内容や書式に関するご教示、ご助言をいただき、深く感謝申し上げます。また、編集委員長の野村忠央先生 (北海道教育大学旭川校)、そして匿名の査読委員の先生方に、記して謝意を表します。

監獄でワイルドが受けた規律・訓練と処罰に基づく行刑について詳細に述べている(480)が、その苛酷さは熾烈を極め、ワイルドの心身を蝕み、死を願わずにはいられないほど彼を苦しめた。しかしながら、その権力(power)は適切にワイルドに作用したとは言えず、ワイルドは当時の社会にとって有用な人間へと変容させられることはなかった。加えて、才能や地位等、ワイルドが投獄前に所持していた素晴らしいものは、獄中生活で奪い取られ、二度と彼の元に戻ることはなかった。

本論では、監獄の権力とはいかなるものであり、それはワイルドにいかなる影響を与えたのか、なぜ監獄は失敗を犯し、ワイルドをその犠牲者としてしまったのか、『獄中記』(*De Profundis*, 1962)²の言説や、ワイルドの書簡等を通して論じる。また、監獄の権力については、それについて詳細に分析したミシェル・フーコー(Michel Foucault, 1926-1984)の『監獄の誕生』(*Discipline and Punish*, 1975)³に基づいて考察する。

2. 監獄で囚人に作用する権力

この章では、監獄で働く権力の性質と、権力を実際に囚人の身体に染み渡らせる規律・訓練について論じる。

はじめに、監獄でワイルドに作用したと考えられる権力の性質について考察する。フーコーは『監獄の誕生』で、監獄の権力について、“This ‘self-evident’ character of the prison, which we find so difficult to abandon, is based first of all on the simple form of ‘deprivation of liberty’.”(232)、“[...] the self-evidence of the prison is also based on its role, supposed or demanded, as an apparatus for transforming individuals.”(233)と述べている。このように監獄が権力を行使する目的が、刑罰として自由を剥奪し、出獄後に社会復帰する囚人の性質を変容させることになったのは、産業革命を背景とする歴史的な影響があったものと思われる。フーコーによると、19世紀初頭まで、罪人は王政に反逆する者であり、罪人を罰する権力は、王政や専制政治を背景としたものであると見なされていた(47-48)。したがって、群集の面前で、犯罪者を華々しく儀式的に、ときには長い時間をかけて身体刑に処することは、罪人への報復とともに、王政の力を社会に誇示するという目的を含んでいた。一方、臣民たる群集は、罪人の処刑という形式によって

可視化された王権を目撃し、それを強化するために、刑の執行を見物することを求められた (Foucault 58)。しかし、19世紀に入り、産業革命が推し進められるなかで、刑罰の役割は変質を余儀なくされた。それは、華々しく儀式的な身体刑が、権力者にとっての危険性も孕んでいたためである。権力とは、流動的であり、占有できる性質を持たないものである (本間・十枝内 122-123)。したがって、権力の存在が可視化される身体刑では、権力は、その矛先を変化させられる可能性があった。権力の占有が不可能であるということは、権力を行使する立場であった者が、反対に権力を行使される立場にもなる可能性があることを意味する。したがって、権力の所在が可視化された、群集の面前での身体刑では、権力者に対する群衆の反乱を招く恐れがあった (Foucault 63)。また、身体刑で罪人を罰することからは、経済的な利益が引き出せない一方で、監獄に犯罪者を収容し、その性質を変容させて社会に戻せば、彼らは労働者となって利益を生み出す存在へと変容する可能性があった (Foucault 251)。さらに、長時間を要する残酷な身体刑は、産業革命期に歓迎されるものではなかった。残酷な身体刑を見物する民衆の性質は、野蛮なものとなる可能性があり、且つ、労働者がいつ終わるとも知れない身体刑を見物させられることは、労働者に工場で従順に、効率的に、したがって時間通りに働いてもらわなければならない工場主にとっては、迷惑千万であったと考えられるからである。身体刑が行われるとき、民衆は普段の仕事を中止して居酒屋に集まり、権力者に対して抗うことがあった (Foucault 63) が、それでは工場の機能は著しく低下してしまう。19世紀に入り、イギリスで行われていた「動物いじめ」のような長時間を要する血なまぐさい娯楽は、労働者の性質を野蛮なものとし、生産の効率を落とすとして廃止された (ターナー 45-46) が、身体刑も産業に対して同様の負の効果を与えたのではないか。以上のような産業革命に基づく歴史的背景を伴って、監獄の権力の定義は、囚人を罰し、且つ、社会に有用な人間に変容させるものへと推移していったのだと考えられる。

次に、ワイルドを攻囲した規律・訓練について述べる。「自由の剥奪」 (“deprivation of liberty”) と「技術による個々人の変容」 (“the technical transformation of individuals”) (Foucault 233) という2つの権力の要素は、規律・訓練を通してワイルドの身体の隅々にまで作用した。フーコーは、

「取り締りの尺度」(“the scale of the control”)、「取り締りの客体」(“the object of the control”)、「取り締りの様相」(“the modality”)に言及することで、規律訓練とは、身体に細微に働きかける極微の権力のことであると述べている(136-137)。つまり、規律・訓練は、その取締りの対象を体力とし、その取り締りの権力は恒常的に働き、可能な限り綿密に時間・空間・運動を区分して行使される。その結果、権力は身体に関する微細な部分までの操作を可能にし、その対象の体力を恒常的に支配し、その体力に従順である関係を課することができるのである。

監獄には、囚人の性質の変容を進めるための、「正しい《行刑条件》についての普遍的な7つの準則」(“the seven universal maxims of the good ‘penitential condition’”)があるとフーコーは主張する(269)。それは、「矯正の原則」(“The principle of correction”)、「分類の原則」(“The principle of classification”)、「刑罰調整の原則」(“The principle of the modulation of penalties”)、「義務として、また権利としての労働の原則」(“The principle of work as obligation and right”)、「行刑上の教育の原則」(“The principle of penitentiary education”)、「拘禁上の技術的規則の原則」(“The principle of the technical supervision of detention”)、「補足的な制度の原則」(“The principle of auxiliary institutions”)の7つである(Foucault 269-270)。「矯正の原則」は、拘禁は、囚人の変容を求めるものでなければならないということである。「分類の原則」は、刑の重さや年齢、囚人の性質を分類することに関連している。囚人の性質とは、監獄での権力が浸透させられる過程で、囚人がどの程度変容させられたかという変化の段階のことを意味する。「刑罰調整の原則」とは、その囚人の性質に応じて、刑罰の内容や刑期を変更することである。「義務として、また権利としての労働の原則」は、刑罰を補い、且つ、出獄後、社会に参加するときの準備段階として、獄中の労働を定義しなければならないということである。「行刑上の教育の原則」は、囚人の教育は監獄の義務であり、出獄後、囚人が社会に適応できるように配慮するという点において、社会とっても有益なものでなければならないということである。「拘禁上の技術的規則の原則」は、監獄において、少なくとも部分的には道徳的であり、且つ、技術的な知識を持つ専門家が囚人と接しなければならないという原則である。「補足的な制度の原則」は、監獄は囚人が出獄した後、彼らが社会に適応できるまで、援助・救済しな

ければならないというものである。

産業革命を背景とした監獄は、囚人の自由を奪い、囚人を社会に有用なものへと変容させるために、権力を行使する存在であった。そしてワイルドは、2年間にわたって、以上のような原則を持つ権力に攻囲され、規律・訓練としての行刑を課されていたのだと考えられる。

3. ワイルドに行使された規律・訓練

具体的にワイルドにはどのような規律・訓練が強制されていたのか、「正しい<行刑条件>」についての普遍的な7つの準則」に沿って考える。また、その規律・訓練が、ワイルドに適切に作用していたのかについても考察する。

はじめに「矯正の原則」についてであるが、ワイルドの変容は最終的には成功しなかったにせよ、ワイルドがこの原則に則った行刑を受けていたことは間違いない。『英国の監獄と少年院制度』で言及されているように、ワイルドが収監されている間に適用されていた1877年の監獄法においては、刑罰は、罰則的な要素と矯正の要素を組み合わせるべきであると論じられている(48-49)。

「分類の原則」についてであるが、この原則はワイルドに正確に機能していなかったのではないかと考えられる。この原則に従えば、囚人は、年齢や刑罰の重軽、変容の進み具合によって分類されなければならなかった。しかしながら、ワイルドが収監されたペントンヴィル監獄(Pentonville Prison)、ワンズワース監獄(Wandsworth Prison)、レディング監獄(Reading Prison)では、年齢や刑罰の重さによる分類は、厳密には行われていなかった。ワイルドは、1897年5月28日、つまりワイルドが出獄した9日後に掲載された『デイリー・クロニクル』(Daily Chronicle)への寄稿のなかで、ワンズワース監獄にもレディング監獄にも子どもが収監されていたことに言及している。そのなかでは、特にレディング監獄での子どもに対する残酷な処遇が詳細に記載されており、小さな子どもが囚人服を着せられ、独房に入れられていたことが述べられている。「『デイリー・クロニクル』への寄稿」(“Two Letters to the Daily Chronicle,” 1897)において、ワイルドは以下のように獄中の子どもの惨状を訴えている。

They were quite small children, the youngest [...] being a tiny little chap, for whom they had evidently been unable to find clothes small enough to fit. I had, of course, seen many children in prison during the two years during which I was myself confined. Wandsworth Prison especially contained always a large number of children. But the little child I saw on the afternoon of Monday the 17th, at Reading, was tinier than any one of them. I need not say how utterly distressed I was to see these children at Reading, for I knew the treatment in store for them. The cruelty that practiced by day and night on children in English prisons is incredible, except to those that have witnessed it and are aware of the brutality of the system. (1060)

以上の記述から、かなり幼い子どもからワイルドのような大人までが、同一の監獄内に収監されていたことがわかるため、年齢による行刑の分類は、十分ではなかったと考えられる。また、囚人が量刑で分類されていなかった可能性があることも、『レディング監獄のバラッド』(*The Ballad of Reading Gaol*, 1898) からわかる。このバラッドは、レディング監獄で実際にワイルドが出会った死刑囚、チャールズ・トーマス・ウッドリッジ (Charles Thomas Wooldridge, 1866-1896) を題材に書かれている。ウッドリッジは、自身の妻を殺害した罪で死刑を宣告され、ワイルドと同時期に獄中にあった死刑囚である。この死刑囚と、2年間の重労働を宣告されたワイルドは、同様に独房を割り当てられ、沈黙を強制されながら、同時に獄中の庭で運動をさせられていたこともあった。これらの事実は、刑罰の重軽で、囚人が分類されていなかったことを意味する。

「刑罰調整の原則」もまた、ワイルドに適切に作用していたとは言えない。それは、ワイルドに課された行刑が、彼の変容の段階が進んだために和らいでいったとは言い難いからである。以下は、『英国の監獄と少年院制度』で述べられている、囚人の刑罰と矯正段階に関する記述である。

[...] prisoners sentenced to Hard Labour were placed on 'penal labour' (standardised as so many revolutions per diem on the treadwheel) for at least the first months of the sentence. Thereafter a prisoner by good con-

duct might, as a reward, earn the ‘privilege’ of being placed on ‘useful’ labour, [...]. (49)

1865年の監獄法の流れを汲み、ワイルドに実際に適用された1877年の監獄法では、以上のように、囚人の矯正段階に合わせて、行刑が緩和されていくことになっていた。1895年6月9日の週に、ワイルドはホロウェイ監獄（Holloway Prison）からペントンヴィル監獄に移送されているが、そこでワイルドに課される予定であった行刑は、最初の1ヶ月は6時間の踏み台車の刑罰、その後は、郵便袋作り、洋裁、マイハダ摘みとなり、その労働は徐々に軽減されていくことになっていた（Ellmann 480）。また、有罪宣告を受けてから3ヶ月以内は、外部と接触を図ることは禁じられるが、その後は、数は制限されるものの、手紙の授受が可能になる予定であった（Ellmann 480）。さらに3ヶ月に1度、鉄柵で仕切られ、看守が1人立ち会うという条件下で、3人の友人に20分間ずつ会えるようになる予定になっていた（Ellmann 480）。1895年7月4日、ワイルドはペントンヴィル監獄からワンズワース監獄に突然移されることになり、そこで投獄後3ヶ月を経てからは、確かに外部からの手紙を受け取れるようになる等、ワイルドへの行刑は緩和された。しかしながら、この刑罰の軽減は、『英国の監獄と少年院制度』で述べられているように、ワイルドの矯正段階が進んだために発生したわけではない。それは、『獄中記』に書かれた、ワンズワース監獄からレディング監獄へ移された当時の、ワイルドの心境から推察することができる。

While I was in Wandsworth Prison I longed to die. It was my one desire. When after two months in the Infirmary, I was transferred here [Reading], and found myself growing gradually better in physical health, I was filled with rage. I determined to commit suicide on the very day on which I left prison. (Wilde, *De Profundis* 1022-1023)

行刑は時間の経過とともに確かに和らいでいったが、それでもなお苛酷だったために、行刑とその緩和が、ワイルドを変容させることはなかった。それらはワイルドを変容させるよりもむしろ絶望させ、死を願わずにはい

られないほど彼の心身を追いつめ、そして怒らせたのみであった。

「義務として、また権利としての労働の原則」は、部分的にはワイルドの身体に行使されたと考えられる。「部分的」というのは、ワイルドには義務としてのマイハダ摘み等の労働、つまり刑罰としての重労働は課せられたが、一方で、その労働は権利としての労働、つまり出獄後のワイルドの社会復帰に役立てられるようなものとはならなかったからである。ワイルドは1895年5月25日に収監されてから、レディング監獄の監獄長がジョージ・オズモンド・ネルソン (James Osmond Nelson, 1859-1914) に交替した1896年7月1日まで、苛酷な労働に従事させられた。そして、実際に長期間の重労働でワイルドにもたらされたものは、心身にわたる衰弱のみであった。精神的に追いつめられたワイルドは、“The most terrible thing about it [prison-life] is not that it breaks one’s heart—hearts are made to be broken—but that it turns one’s heart to stone.” (Wilde, *De Profundis* 1025) と自ら語るように、1895年6月12日、最初に面会に訪れた、内務省で監獄制度の審査を行っていたリチャード・バードン・ホールデン (Richard Burdon Haldane, 1856-1928) に対し、石のように心を閉ざして、最初は何も話そうとしないほどであった (Ellmann 485)。エルマンによると、ワイルドの健康状態も、重労働や、粗悪な食事等によって悪化していった。投獄されたとき190ポンドだったワイルドの体重は、ペントンヴィル監獄では168ポンドにまで落ちた (485)。さらに、重労働等で疲弊したワイルドは、ペントンヴィル監獄内の教会で失神して倒れ、その際の負傷のせいで終生右耳の痛みに苦しめられることになった (平井 182)。以上のように、重労働を含む苛酷な監獄生活は、心身を蝕む「義務としての労働」を与えたのみで、ワイルドに権利としての労働を与えることはなかった。

「行刑上の教育の原則」と「拘禁上の技術的規則の原則」は、監獄でワイルドに作用していた。囚人が聖書等を読むことを許可されていたことは、性質の変容を促し、出獄後に囚人を社会に適応させようとする「行刑上の教育」の一部と考えられる。また囚人は、牧師に面会することもできた。牧師は道徳的な専門家と考えられることから、牧師との面会は「拘禁上の技術的規則の原則」に則っていると考えられる。しかしながら、「行刑上の教育の原則」や「拘禁上の技術的規則の原則」に沿った行刑も、ワイルドの変容には役立たなかった。『獄中記』のなかで、“Religion

does not help me.” (1019) と言っているように、ワイルドは独自のキリストに対する信仰は持っていたが、教会や牧師には救いを求めてはいなかった。ワイルドは、キリストを「歴史上初の個人主義者だとし、かつ自己実現を次々と果たしていくという意味でキリストを最高のロマン主義者だと考え」(川崎 126) しており、苛酷な獄中生活を経験した自身を、キリストと重ね合わせて捉えていたのである。

「補足的な制度の原則」は、ワイルドに対しては全く作用しなかったと言って過言ではない。ワイルドは刑期を終えると監獄から叩き出されたのみで、社会復帰に必要なあらゆる支援を監獄から受けることはなかった。監獄が出獄後の囚人の社会復帰を一切考慮していないことを、ワイルドは『獄中記』のなかで次のように批判している。

Society takes upon itself the right to inflict appalling punishments on the individual, but it also has the supreme vice of shallowness, and fails to realize what it has done. When the man's punishment is over, it leaves him to himself: that is to say it abandons him at the very moment when its highest duty towards him begins. (1021)

以上のように、『獄中記』における言説や、監獄内で執行されたワイルドの行刑について考察すると、「技術による個々人の変容」を目的とした「正しい<行刑条件>」についての普遍的な7つの準則」が、ワイルドに完全に働いていたとは言い難い状況であった。

4. 監獄法と、監獄長の交替がワイルドに及ぼした影響

「正しい<行刑条件>」についての普遍的な7つの準則」がワイルドに十分に適用されなかった背景には、1877年に改正された監獄法と、それを忠実に体現したレディング監獄の監獄長ヘンリー・ベヴァン・アイザックソン (Henry Bevan Isaacson, 1842-1915) の強い影響がある。また、ワイルドの監獄内での行刑が一気に改善された背景には、アイザックソンに代わって監獄長となった、ネルソンの影響があると考えられる。

獄中のワイルドに適用されていたのは、1877年に改正された監獄法であ

る。1877年の監獄法は、重労働や独房、沈黙を要求する苛酷な行刑といった、1865年の監獄法の特徴を色濃く継承したものであった。また、1877年の監獄法では、刑罰と矛盾しない限り、行刑には、刑罰と矯正の両方が含まれると定められていたが、実際の重労働は、ワイルドも行ったマイハダ摘み等のように、単調で意味のない苛酷な作業であった。ワイルドのように重労働を宣告された囚人は“penal labour”として位置付けられ、少なくとも投獄されてからの最初の1ヶ月は、粉引き器を1日につき相当数まわす等の過酷な仕事を強制された。その後性質に良い変化が見られた囚人は、報酬として特権を与えられ、“useful labour”に昇格した (Fox 49-50)。

矯正の進み具合によって特権を与えられるというこの制度は、明確に可視化されており、囚人から矯正の意欲を引き出すものであると考えられていた。この制度において、囚人を矯正するために重要なことは、“penal labour”の段階で、囚人に対して、より苛酷な刑罰を行うことであるとして、“It is, [...] sufficiently clear that this progress was achieved by emphasizing rather the rigours of the earlier stages than the comfort of the later stages.”(Fox 50)と述べられている。

以上のように、レディング監獄の監獄長がネルソンに変わるまで、ワイルドを攻囲したのは、1877年の監獄法の下で、初期段階の苛酷さを強調された“the Progressive Stage System” (Fox 50)に基づく規律・訓練であった。

1877年法の抜本的な改正は、1895年頃から着手された。それは、ハーバート・ジョン・グラッドストーン (Herbert John Gladstone, 1854-1930) を中心とするグラッドストーン委員会 (the Gladstone Committee) が、1877年法の原理と方法を批判するところから始まった (Fox 53)。グラッドストーン委員会は、囚人の矯正は犯罪抑止と矛盾するものではないため、行刑の苛酷さによって犯罪抑止の側面を強調するのではなく、囚人の矯正に焦点をあてるべきであると主張した (Fox 54)。また、囚人は監獄内では沈黙しなければならないという規則も批判の対象とした (Fox 56)。しかし、ワイルドにとって不幸なことに、グラッドストーン委員会の主張が反映され、監獄法が正式に改正されるのは、彼が出獄した後の1898年のことであった。

1865年法に基づく1877年法は、フーコーの主張のように、監獄において囚人を罰すると同時に、囚人の性質の変容を試みるものであった。しかしながら、ワイルドに実際になされた行刑が、「正しい《行刑条件》につい

ての普遍的な7つの準則」から逸脱してしまったのは、“the Progressive Stage System”の初期段階が、囚人に対してあまりに苛烈なものであり、その緩和も十分でなかったことや、グラッドストーン委員会の批判のように、社会に適応できるように囚人を矯正することよりも、行刑の苛酷さを強調して犯罪抑止を図ろうとしたことが原因だったのではないだろうか。その結果として、「正しい《行刑条件》についての普遍的な7つの準則」を網羅することができず、ワイルドの性質の変容が適切に進まなかったのではないかと考えられる。

1897年5月19日に出獄したため、1898年の改正法がワイルドに適用されることはなかったが、レディング監獄の監獄長の交替は、ワイルドの獄中生活を好転させる契機となった。アイザックソンは、「すでに罰せられている囚人を、二重に罰するために定められたかのような獄側を、情け容赦なく強行した」(平井 188)、「ワイルドのような著名な受刑者を受け入れることに自尊心はくすぐられたが、規律と統制を重んじる軍人氣質のこの人物にワイルドを特別扱いしようという考えは微塵もなかった」(宮崎 201)と述べられているように、ワイルドに対して厳しい行刑を与え続けた。一方、ネルソンの下では、ワイルドの重労働は大幅に軽減されて、図書館での本の整理等の仕事が割り当てられたことに加えて、読書や、ペンとインクの比較的自由的な使用が許可された。アイザックソンの下では、ワイルドが監獄内で読むことを許された本は、監獄にある聖書やジョン・バニヤン(John Bunyan, 1628-1688)の『天路歷程』(*Pilgrim's Progress*, 1678)、あるいはウォルター・ペーター(Walter Pater, 1839-1894)の著作等、ワイルドに差し入れられた限られたもののみだった。一方、監獄長がネルソンに交替すると、ワイルドは監獄内の図書館での労働中に、様々な本を読むことができるようになった。また、アイザックソンの下でのペンとインクの使用は、弁護士や家族、限られた人物に手紙を書くことだけに制限されていたが、ネルソンの下では、書いたものはすべて看守に渡さなければならなかったものの、比較的自由にペンとインクの使用が許可されるようになった。『獄中記』を執筆することができたのも、この監獄長の交替の影響が大きかった。1877年法が定めた沈黙の原則も、ネルソンの下では緩和され、ワイルドは監獄内の診療所において、他の囚人と歓談することもあった。またワイルドは監獄内でイタリア語とドイツ語を学習することができるよ

うにもなった。

監獄長がネルソンに交替して以降、ワイルドの変容は進んだ。心が石になり、発狂するのではないかと恐れていたワイルドの精神状態は、『獄中記』のなかで自身のことを冷静に振り返り、出獄後には新たに執筆活動を行うことを考えるまでに回復した。以下のように、ワイルドは恋人であるアルフレッド・ダグラス (Lord Alfred Douglas, 1870-1945)、通称ボジー (Bosie) との墮落した生活を反省し、“absolute Humility”へと達したと述べている。

Desire, at the end, a malady, or a madness, or both. I grew careless of the lives of others. I took treasure where it pleased me and passed on. I forgot that every little action of the common day makes or unmakes character, and that therefore what one has done in the secret chamber one has some day to cry aloud on the housetops. I ceased to be Lord over myself. I was no longer the Captain of my Soul, and did not know it. I allowed you [Bosie] to dominate me, and your father to frighten me. I ended in horrible disgrace. There is only one thing for me now, absolute Humility: [...].
(1018)

また、ワイルドの執筆意欲は回復の兆しを見せ、“Christ, as the precursor of the Roman movement in life”と“the Artistic life considered in its relation to Conduct”という2つの題材について書いてみたいと述べるまでになった (Wilde, *De Profundis* 1034)。

以上のように、ネルソンが重労働の代わりに図書館での労働や、ペンとインクの使用を比較的自由にする等の行刑を与えた結果、ワイルドの精神状態は落ち着きを取り戻し、冷静に過去を振り返って反省し、且つ、新たな執筆意欲を抱くまでにワイルドを回復させたのである。

また、食事や医療面での改善も行われたことから、ワイルドの健康状態も良好なものとなった。ワイルドは食事の改善について、“I was allowed by the Doctor to have white bread to eat instead of the coarse black or brown bread of ordinary prison fare.”(Wilde, *De Profundis* 1034) と述べている。この記述からは、監獄の食事が、食べれば下痢に悩まされるわずかな黒パン

から、十分な量の白パンに改善されたことを非常に喜ぶ、ワイルドの様子がわかる。また、ネルソンの下では、ワイルドは望みだけ診療室にすることができるようになり、苛酷な労働や行刑で酷使されたワイルドの健康状態は回復していった。

このような結果が生じたのは、1877年法のように酷い苦痛を与えて犯罪抑止の効果を狙うのではなく、1898年法の内容のように、囚人から苦痛を取り除いて囚人を矯正させようとする意図が、ネルソンにあったからではないかと考えられる。この行刑の変化においてさえ、同性愛等、当時の社会にとって悪とされたワイルドの性質が変容することはなかったが、図書館での労働と読書、ペンとインクの使用許可や、語学の学習ができるようになったこと等は、出所後のワイルドの身を助ける可能性があったために、ネルソンの下では「行刑上の教育の原則」と「権利としての労働の原則」がワイルドに適切に作用したのではないかと考えられる。

以上のように、1877年の監獄法とレディング監獄の監獄長の交替は、ワイルドに変容を迫る規律・訓練の具体的な行使方法に、強い影響を与えたのである。

5. 監獄の権力がワイルドに与えた影響

ワイルドを社会に有益な人間に変容させるべく行使された監獄の権力は、部分的にはワイルドの性質を変化させたが、別の部分においては、全くその性質を変化させることはできなかった。そこで、監獄の権力が変容させることがなかった性質と、変容させてしまった性質について、投獄前と釈放後のワイルドの性癖、社会福祉的概念、創作能力、ワイルドを取り巻く環境に焦点をあてて考察する。

まず、監獄の権力が変容させることがなかったワイルドの性質について論じる。監獄の権力をもってしても変わることがなかったのは、ワイルドの性癖と社会福祉的概念である。ワイルドが投獄された原因は、恋人であるボジーと関係を持っていたために、ワイルドがボジーの父であるクイーンズベリー侯爵 (ninth Marquess of Queensberry, John Sholto Douglas, 1844-1900) に訴えられたこと、さらには少年を買春する等の重大猥褻行為 (gross indecency) に及んでいたことであった。当時、男性同性愛は、宗教的理由

(角田 15-17) や、様々な病気や社会的逸脱と結びつけられる (コルバン 240-241) ことによって、世間から激しく嫌悪されていた。監獄の権力が、囚人の性質を社会に有用なものへと変容させることを目的としている以上、監獄はワイルドの男性同性愛の性癖を変容させなければならなかったが、それは失敗に終わった。『獄中記』のなかで、ワイルドは、ボジーに対する恨み辛みを何度も繰り返し述べている。しかしその恨みのなかには、ボジーがワイルドに手紙を書いてくれないことへの恨み等も含まれている。そして『獄中記』の最後は、再びボジーに会うことを望む、以下のような文章で締めくくられている。

And incomplete, imperfect, as I am, yet from me you [Bosie] may have still much to gain. You came to me to learn to the Pleasure of Life and the Pleasure of Art. Perhaps I am chosen to teach you something much more wonderful, the meaning of Sorrow, and its beauty. Your affectionate friend Oscar Wilde (1059)

1897年5月19日に出獄してフランスに渡ったワイルドは、同年の8月末にボジーと再会し、ナポリ郊外のポシリポで同棲を始めた。経済的に困窮したために、この同棲は同年12月に終わりを迎え、ボジーはワイルドの元を去っていったものの、この事実は、監獄の権力が、ワイルドのボジーに対する態度を変えることができなかったことを意味する。さらに、ワイルドの男性同性愛の性癖が変わらなかったことは、出獄後、ワイルドがパリにおいて少年に対して買春行為をし、公衆の面前で堂々と彼らと連れだって歩いていたことからわかる。

ワイルドの社会福祉的な概念についても、投獄前後で大きな変化はなかった。ワイルドは投獄以前に、「社会主義下の人間の魂」(“The Soul of Man under Socialism,” 1891) 等において、貧しい人々への同情の念を著している。以下は、「社会主義下の人間の魂」のなかで、ワイルドが貧しい人々に向けた視線である。

[...] there are a great many people who, having no private property of their own, and being always on the brink of sheer starvation, are com-

pelled to do the work of beasts of burden, to do work that is quite uncongenial to them, and to which they are focused by the peremptory, unreasonable, degrading Tyranny of want. These are the poor; and amongst them there is no grace of manner, or charm of speech, or civilization or culture, or refinement in pleasures, or joy of life. (1175)

そしてワイルドは、このような貧しい人々を救済するには、私有財産を廃して社会主義を達成し、個人主義へ到るべきであるとの独自の理論を述べた。しかし、ワイルドは「社会主義下の人間の魂」で、“After all, even in prison, a man can be quite free. His soul can be free. His personality can be untroubled. He can be at peace.”(1180)、1889年1月3日に『ペル・メル・ガゼット』(*Pall Mall Budget*)に掲載された、投獄されたウィルフリッド・ブラント (Wilfrid Blunt, 1840-1922) という詩人に関する記事で、“Prison has had an admirable effect on Mr. Wilfrid Blunt as a poet.”(*CW* Ed. Small 149)と述べる等していた。エルマンが、ワイルドのこの楽観的な思想について、“It was just such nonsense the prison authorities found insupportable. They know, if Wilde did not, that a man with a pain treating at his bowels cannot be at peace.” (483) と述べているように、ワイルドは、貧しいがゆえに社会の周縁に追いやられる人々に同情して救済しようとする意思がある一方で、同じく社会的な弱者である、劣悪な環境に置かれた囚人の実情を把握してはいなかった。また、「社会主義下の人間の魂」では、貧しい人々に同情しながらも、“Wealthy people are, as a class, better than impoverished people, more moral, more intellectual, more well behaved.” (1180) と述べている箇所もある。しかし、自身も囚人となり、獄中で破産宣告を受けた⁴後のワイルドの貧しい人々や囚人に向ける視線は、投獄以前よりはるかに現実に即した、具体的なものとなった。ワイルドは「社会主義下の人間の魂」では、貧しい人々への同情の念を語ると同時に、社会改革には個人主義を実現させるために、私有財産を廃して個人主義を達成すべきだとの主張にとどまっていたが、出獄後、監獄内での囚人の処遇を改善すべく『デイリー・クロニクル』に寄稿した2つの記事では、その内容ははるかに具体的で詳細なものとなった。特に1897年5月28日に掲載された寄稿では、子ども等の監獄内における弱者に同情の眼差しを向け、彼らに対する改善を訴えるこ

とに重きが置かれていた。以下は、ワイルドが子どもに対する監獄の制度に対して、具体的な改善案を提示した記述である。

Of course no children under fourteen years of age should be sent to prison at all. It is an absurdity, and, like many absurdities, of absolutely tragic results. If, however, they are to be sent to prison, during the daytime they should be in a workshop or schoolroom with a warder. At night they should sleep in a dormitory, with a night-warder to look after them. They should be allowed exercise at least three hours a day. (1064)

また、『獄中記』では、貧しい人々に向ける視線がより温かなものとなり、“The poor was wiser, more charitable, more kind, more sensitive than we are. In their eyes prison is a tragedy in a man’s life, a misfortune, a casualty, something that calls for sympathy in others.”(1016)と述べられていて、“Wealthy people are, as a class, better than impoverished people, more moral, more intellectual, more well behaved.”と言った「社会主義下の人間の魂」での貧しい人々への記述とは、全く異なったものとなった。

獄中生活で心が石のように固ってしまったワイルドは、当然監獄のなかで心が自由ではいられないことに気づいたと推察される。しかしながら、そのような苛酷な体験を経たからこそ、ワイルドの貧しい人々や囚人に対する同情、社会を変革せねばならないという概念は、より一層具体化され、強化されたのだと考えられる。

次に、性癖や社会福祉的な概念とは反対に、監獄が変容させてしまったワイルドの性質である、創作力、彼の周囲の環境について述べる。まず、ワイルドの創作力についてである。投獄以前のワイルドは、数多くの戯曲、詩、小説等を創作した時代の寵児であった。しかしながら、釈放後、彼の創作力は衰退してしまっていた。獄中にあったワイルドは、自身の創作力の衰退を自覚していたが、出獄後にそれが回復すると期待していたことは、『獄中記』の以下の記述からわかる。

I believe I am to have enough to live on for about eighteen months at any rate, so that, if I may not write beautiful books, I may at least read beauti-

ful books, and what joy can be greater? After that, I hope to be able to recreate my creative faculty. (1019)

しかしながら、出獄後にワイルドが創作できたのは『レディング監獄のバラッド』のみであった。ワイルドは1897年の9月中旬に、ボジーとナポリへ旅行しているが、『レディング監獄のバラッド』は、そこでボジーと話し合いを重ねながら完成されたものである。エルマンは、“Writing the ballad had the virtue of restoring him to literature, and of showing that his creative power remained intact in spite of their lack of exercise.”(534) と述べ、『レディング監獄のバラッド』においては、ワイルドの創作能力が衰えていなかったと主張している。しかしながら、ワイルドは1897年7月12日にカルロス・ブラッカー (Carlos Blacker, 1859-1928) へ送った手紙で “[...] I have not been able to work. The two long years of silence kept my soul in bonds.” (*Letters* 912) と述べて、創作できない苦しい胸の内を語っているように、彼の創作力は衰退していたのではないかと考えられる。そこでワイルドはボジーを必要としたのである。“Bringing together his hatred of Bosie and his love of Bosie, Wilde hopes to recover his enough creative energy to resurrect himself as a great writer and personality.” (112) とノックスが主張しているように、ボジーはワイルドの創作源であり、失われつつある創作力を刺激するためには、ワイルドにはボジーの存在が不可欠であった。また、ワイルドの創作力が失われつつあったことは、ワイルドが1897年9月13日にブラッカーへ書いた手紙からも読み取ることができる。ワイルドはチャールズ・ウィンダム (Charles Wyndham, 1837-1919) から戯曲を書くよう依頼されていたが、“I have obliged to decline Wyndham’s offer. I simply have no heart to wright clever comedy, and I feel it is best to tell him so. It is a great disappointment to me, but it cannot be helped.” (*Letters* 936) と言っているように、彼はその戯曲を書くことができなかったのである。約3ヶ月間、ワイルドはボジーとナポリで暮らして『レディング監獄のバラッド』を書き上げた。その後、ボジーと暮らしていることが元妻コンスタンス・ホランド (Constance Holland, 1857-1898) やボジーの母レディー・クイーンズベリ (Lady Queensberry, Sybil Montgomery, 1845-1935) に露見したために、ワイルドもボジーも仕送りを打ち切られ、金銭的困窮に陥った。

そのためにボジーとの同棲が終わってからは、ワイルドの創作力は完全に潰えることになり、ワイルドがそれ以上作品を書くことはなかった。ワイルドは『レディング監獄のバラッド』が1897年2月13日に出版されたのち、ボジーを追ってパリに移り、そこでも頻繁に彼に会ったが、ボジーの存在をもってしても、もはやワイルドに創作能力を回復させることはできなかった。以上のように出獄後のワイルドの作品が一篇の詩しかなかったことを考慮すると、ワイルドの豊かな創作能力は、監獄の重労働や苛酷な行刑によって著しく衰退させられたのだと考えることができる。

出獄後、ワイルドを取り巻く環境も一変した。ワイルドを取り巻く環境は、ワイルド自身の性質とは言えないが、ワイルドの性質に大きな影響を与える要因であったと考えられる。ワイルドの収監前後で変化した環境的な要素には、経済的要素、社会的地位、家族が挙げられる。

投獄前のワイルドは、浪費家であった。特に、ボジーと行動をともにしていた期間の浪費は凄まじく、その様子について、『獄中記』において、以下のように言及されている。

My ordinary expenses with you [Bosie] for an ordinary day in London—for luncheon, dinner, supper, amusements, hansom and rest of it—ranged from £12 to £20, and the week's expenses were naturally in proportion and ranged from £80 to £130. For our three months at Goring my expenses (rent of course included) were £1340. (983-984)

獄中で破産し、離婚したワイルドは、ほぼ財産がない状態で社会に放り出された。出獄後、ワイルドが所持していたのは2年間の監獄での重労働で得た半ポンドの賃金だけで、当面の生活費は友人のロバート・ボールドウィン・ロス (Robert Baldwin Ross, 1869-1918) らによって工面された。出獄してからしばらくの間、ボジーにはもう会わない等の条件つきで、ワイルドは元妻コンスタンスから仕送りを受け取っていたが、その金額に関して、ワイルドは1897年5月13日に書いたロスへの手紙で、以下のように不満を綴っている。

Instead of one third of the interest, which on the death of my wife's moth-

er will amount to about £1500 a year, I have no more than a bear £150 to the end of my days. My children will have £600 or £700 a year apiece. Their father will remain a pauper. (*Letters* 817)

この年 150 ポンドの仕送りは、週 3 ポンドずつワイルドに渡された。これは、投獄前、ボジーを満足させるために 1 日に使った金額には遠く及ばない額である。また、投獄以前に、ボジーに週 80 ポンドから 130 ポンド使っていたことと比較すると、年 150 ポンドという金額が、いかにワイルドにとって小額かがわかる。しかしながら、その仕送りさえも、ボジーとは会わないという条件を反故にしたために、打ち切られることになった。こうして金銭的に困窮したワイルドは、ロス等の友人から金銭的な援助は受けていたものの、1900 年 11 月 30 日に、パリのオテル・ダルザス (Hôtel d'Alsace) という安下宿の 2 階で死亡した。

ワイルドの社会的地位もまた、投獄された結果奪われた。ワイルドが、1895 年 2 月 18 日に、ボジーの父クイーンズベリー侯爵を告発したとき、セント・ジェームズ・シアター (St. James Theatre) では、『まじめが肝心』(*The Importance of Being Earnest*, 1895) が上演されていた。この告発がワイルド逮捕への序章となる⁵のだが、『幸福な王子、その他の物語』(*The Happy Prince and Other Tales*, 1888)、『ドリアン・グレイの肖像』(*The Picture of Dorian Gray*, 1891)、『ウィンダミア卿夫人の扇』(*Lady Windermere's Fan*, 1892)、『なんでもない女』(*A Woman of No Importance*, 1893) 等、童話、小説、戯曲等の様々な作品を次々に生み出し、『まじめが肝心』も大盛況であったワイルドは、このとき人生の絶頂にあった。しかし、男性同性愛の罪に問われ、有罪判決を受けて投獄されたワイルドは、その栄光の地位から転落し、出獄後もそこに返り咲くことはできなかった。ワイルドはセバスチャン・メルモス (Sebastian Melmoth) と名前を変え、フランスへ渡ったが、そこでも度々大衆から侮辱をうけた。オーブリー・ビアズリー (Aubrey Vincent Beardsley, 1872-1898) のような友人でさえ、ワイルドの招待に応じない等の侮辱的な態度を取ったとノックスは述べている (132)。そして、ワイルドは、“He was seen in shabby suits in shabby cafés, surrounded by shabby male prostitutes.” (Knox 132) と言われるような下賤な地位に身を落としていった。

ワイルドは、投獄されたことによって家族も失った。収監中にワイルドは母親を亡くし、コンスタンスとも離婚した。そして親権を失ったために、愛してやまない2人の息子、シ ril・ホランド (Cyril Holland, 1885-1915) とヴィヴィアン・ホランド (Vyvyan Holland, 1886-1967) に会うこともできなくなった。さらに、子ども達と許可なく手紙のやり取りをした場合、ワイルドはコンスタンスからの仕送りをとめられることになっていた。2人の子どもの会えなくなることについて、ワイルドは、以下のように苦しみを吐露しており、その絶望のほどをうかがうことができる。

I am, at once, taunted and threatened with poverty. That I can bear. I can school myself to worse than that. But my two children are taken from me by legal procedure. That is and will remain to me a source of infinite distress, of infinite pain, of grief without end or limit. (1016)

以上のように監獄の権力は、ワイルドの創作力を衰退させるとともに、かつてワイルドを取り巻いた環境を変容させ、ワイルドが社会で生きることを甚だ困難なものにした。さらに、創作力の衰退は、作家であったワイルドをさらなる金銭的な困窮へと導き、投獄の結果としての環境の激変は、ワイルドに精神的なダメージを与え、彼の創作力を衰退させる一因になった可能性がある。監獄は、ワイルドにこのような負の連鎖を背負わせて、彼を苦しめた。しかしながら、監獄の権力は、変容させなければならなかったワイルドの同性愛の性質には、一切の影響を与えることができなかった。囚人や貧しい人々に向ける視線については、自身の苛酷な監獄での体験や破産を通して、より具体的になる等の発展を遂げたが、監獄制度改革を実現するための力は、出獄後のワイルドには、もはや残されていなかった。

6. 監獄の失敗と役割

監獄におけるワイルドの変容は失敗に終わり、出獄後、失意のうちに死ぬまでの3年間、ワイルドは貧困のなかで男娼と戯れる怠惰な生活を続けた。これはフォーコーが、「監獄の失敗」(“the failure of the prison”) (272) と呼ぶものの結果であると考えられる。しかし、「監獄の失敗」の裏で、実は

監獄は成功を収めていたのである。「監獄の失敗」、「監獄の成功」(“the success of the prison”) (Foucault 277) とはなにか、そしてなぜ、ワイルドはそれらの犠牲者となってしまったのかについて論じる。

まず、「監獄の失敗」という現象について述べる。フーコーは、犯罪発生率、再犯、囚人への教育、監獄における犯罪者同士の連携の可能性、囚人の釈放後の条件、囚人の家族に関する要素という6つの要素に焦点をあてて、監獄が失敗へと到る理由について論じている(265-268)。犯罪発生率については、“Prison do not diminish the crime rate.” (Foucault 265) と断言されており、監獄が犯罪を抑制する効果を持たないことが述べられている。再犯については、“Detention causes recidivism; those leaving prison have more chance than before going back to it; convicts are, in a very high proportion, former inmates;” (Foucault 265) と言われ、監獄の拘禁は、再犯を生み出すものであると見なされている。囚人への教育に関しては、フーコーは“The prison cannot fail to produce delinquents.” (266) と述べているが、これは監獄の教育が適切ではないために発生している現象だと説明されている。独房での生活や重労働、看守の腐敗や無能は、いずれも囚人を教育するには適しておらず、囚人は、反省するどころか慢性的に怒りを感じる状態になる。その結果として、監獄は非行者をつくり出すというわけである。監獄における犯罪者同士の連携の可能性とは、監獄内においてこそ、将来の犯罪者の共謀の可能性が増大するということである。犯罪者は、それぞれ独房に入れられていたとしても、実際には様々な場面において接触することが可能であり、出獄後に共犯する可能性が高まるというのである。囚人の釈放後の条件が、「監獄の失敗」に繋がるのは、囚人は釈放後、その前科のために、居住地や仕事を見つけにくくなるためである。そのために貧困に陥り、前科者は再び犯罪に手を染めざるをえなくなるのである。囚人の家族に関する要素とは、犯罪者の家族は、犯罪者である稼ぎ手が投獄されてしまったために貧困に陥り、その犯罪者の家族までが、生活のために犯罪者となる可能性のことである。

以上で述べた6つの要素のなかで、少なくとも再犯、監獄での教育、釈放後の条件という3つの要素が、ワイルドにも関係している。すでに述べたように、ワイルドは出獄後にフランスへ渡り、再び男性同性愛に耽った。これは、監獄がワイルドの男性同性愛の性質を変容させることはなかった

ためであり、仮にワイルドがイギリスに留まっていたとするならば、同じ罪で再び告発される可能性があった。つまり、再犯した可能性があったのである。囚人への教育は、ワイルドに慢性的な怒りをもたらした。ネルソンが監獄長に着任する以前の、独房、粗悪な食事、沈黙を強いられる生活、マイハダ摘み等の重労働等は、ワイルドを絶望させた。また、ワイルドは、看守に体調不良を仮病と見なされて倒れたために、生涯にわたる耳の痛みを抱えることになった。このような監獄での教育は、ワイルドの性質を社会に有用なものへと変容させるのではなく、彼に絶望と怒りを与えるのみだった。釈放後も、監獄はワイルドを自由にはしなかった。ワイルドは出獄後、ロンドンにあるイエズス会の修道院で半年ほど生活することを希望していた。しかし、それは修道院によって拒否され、ワイルドは直ちにフランスへと渡った。つまり、監獄へ入り、前科者となったワイルドは、すでに自由に居住地を選択することはできなくなっていたのである。このように、「監獄の失敗」に関わる6つの要素のうち、再犯、囚人への教育、釈放後の条件という3つがワイルドに合致し、彼は、「監獄の失敗」の犠牲者となった。

監獄が、このような失敗を犯しながらも存続しているのは、監獄のある役割の存在があるとフーコーは指摘する。フーコーによると、監獄とは、ただ単純に犯罪の抑制を目的とするのではなく、違法行為を差異化し、そこから利益を引き出そうとする経済政策としての役割を持っているのである。そして、この経済政策としての役割は、囚人の変容を含む刑罰制度と矛盾するものではなく、その結果なのであるとフーコーは述べ(272)、その理由を以下のように説明している。

[...] one would be forced to suppose that the prison, and no doubt punishment in general, is not intended to eliminate offences, but rather to distinguish them, to distribute them, to use them; that is not so much they render docile those who are liable to transgress the law, but that they tend to assimilate the transgression of the law in a general tactics of subjection. Penalty would then appear to be a way of handling illegalities, of laying down the limits of tolerance, of giving free rein to some, of putting pressure on others, of excluding a particular section, of making another use-

ful, of neutralizing certain individuals and of profiting from others. In short, penalty does not simply ‘check’ illegalities; it ‘differentiates’ them, it provides them with a general ‘economy.’ (272)

「違法行為」(“illegality”)と「非行性」(“delinquency”)の違いを明確にするために、フーコーによる非行性に関する説明を以下のように引用する。

The delinquent is to be distinguished from the offender by the fact that it is not so much his act as his life that is relevant in characterizing him. (251)

The delinquent is also to be distinguished from offender in that he is not only the author of his acts (the author responsible in terms of certain criteria of free, conscious will), but is linked to his offence by a whole bundle of complex threads (instincts, drives, tendencies character). (252-253)

つまり、非行性は、違法行為のなかにも含まれるが、非行者の生活態度や、本能・衝動・傾向・性格という複合的所産に着目することによって、その非行者の分析を可能なものとするための概念である。そして、監獄とは、囚人の非行性を変容させるのではなく、それを種別化し、確固たるものとすることによって、利益を引き出す制度であるとフーコーは主張しているのである。

囚人の非行性を確固たるものとすることによって得られる利点として、前科者を同一の非行性を持つ集団に戻すことによって、その集団内の個人を監視し、取り締まることができるようになる点、違法行為を重大犯罪に到らせないで保つことができる点、非行性が違法行為の従属的なものとして認識されることによって、取り締りが可能になる点等がある(278-280)。前科者を同一の非行性を持つ集団に戻すことにより、その集団内の個人の監視が可能になり、取り締まることができるようになるという経緯は、次のようなものである。まず、前科者が同様の非行性を持つ集団に組み込まれることによって、その集団はその前科者と同じラベルを貼られることになる。するとその集団内部の一人ひとりもまた、その前科者と同様の非行

性を持つ者として認識されるようになり、監視の対象となる。その結果として、彼らを取り締まることもまた可能になるのである。違法行為を重大化させずに保てる点というのは、次のようなものである。前科者である非行者は、社会に復帰したとき、前科者であるがゆえに社会の片隅に追いやられ、社会のなかで重要な位置を占めることが困難になる。その結果、非行者は生活のために窃盗等の罪を犯すことはあるが、政治的・経済的に重大な犯罪行為はできなくなる。さらに、窃盗等の犯罪は警察に包囲されているため、彼らは再び監獄へ舞い戻ることになる。したがって、違法行為は重大化することなく、明確に拡大される危険性がなくなるのである。非行性が違法行為の代行をする点については、フーコーは、19世紀の売淫施設を例に挙げている(277)。売淫施設は違法であるが、需要があるために、そこから大きな利益を引き出すことができる。そのような違法行為の周辺には、実際にその違法行為を不正に管理し、そこから利益を引き出す存在が必要になる。違法行為から利益を引き出す媒介となる者もまた、違法行為を犯したことになるが、彼らにも非行性のラベルを貼ることによって、違法行為から利益を生む道具としての、彼らの取り扱いが可能になるのである。

前科者を同一の非行性を持つ集団に戻すことによって、その集団内の個人を監視し、取り締まることができるようになる、という効果は、ワイルドにも作用していたと考えられる。それは、ワイルドが釈放直後、フランスに渡らずにイギリスに留まっていたならば、他の男性同性愛者もまた逮捕されていた可能性があったと考えられるからである。男性同性愛という前科を持ったワイルドが、同一の非行性を持つ集団に戻されることによって、その集団を構成する他の男性同性愛者も監視の対象となり、取り締まるのが可能になる。実際、ボジーの父親であるクイーンズベリー侯爵は、ボジーをワイルドと会わせないためにフランスにまで探偵を送り込んでおり(Elkmann 530)、ワイルドがイギリスに戻ってかつてのように“feasting with panthers”⁶(Wilde, *De Profundis* 1042)に耽ることがあれば、他の男性同性愛者も逮捕された可能性があったのである。

監獄が果たす、違法行為を重大化させずに保つという役割も、ワイルドに作用した。それは、ワイルドの男性同性愛という非行性が、監獄の存在によって、拡大されることなく制限されたと考えられるからである。当時

は変態的と見なされた男性同性愛という犯罪で前科者となったために、ワイルドは釈放後に社会的に不安定な地位へと失墜した。ロンドンで修道院に受け入れを拒否されてフランスに渡ったものの、そこでもワイルドは世間の非難の目から逃れることはできなかった。ワイルドの友人のなかには、ロスやエイダ・レヴァーソン (Ada Leverson, 1862-1933) 等、ワイルドを支援し続ける者も多かったが、反対にチャールズ・コンダー (Charles Conder, 1868-1909) やピアズリー等、ワイルドから離れていく者もいた。前科者となったために、ワイルドは社会や友人等からさえ圧力を受けて不安定な生活に陥り、再び男娼を買う生活を送るようになったのである。また、男性同性愛という非行性を持ったワイルドが投獄されたことにより、イギリスでは、少なくともワイルドの周囲での同様の犯罪の拡大は防がれた。投獄以前、ワイルドはボジーの影響を受けて男娼を買う生活を送っていたが、1892年秋頃からはその頻度が増え、売春斡旋業者のアルフレッド・テイラー (Alfred Taylor, 1862-?) から紹介された男娼や、ボジー等とともに饗宴を開くようになっていた。しかし投獄によって前科者となり、イギリスを去らざるをえなくなったワイルドは、イギリスにおいて同様の犯罪行為に及ぶことはできなくなった。また、フランスにおいても、当時としては変態性を伴う前科があったことによって、かつてのような華々しい地位や発言力を回復することはできなかった。そして、世間の目に常に監視され、貧困のなかでみすばらしい男娼を買うという、政治的・経済的に社会に影響を与えない罪を犯す以上のことはできなくなっていた。

非行性を違法行為の従属的なものとして認識させ、取り締りを可能なものとするという監獄の効果も、ワイルドの投獄によって副次的に発揮された。ワイルドが有罪判決を受けたとき、ワイルドと男娼を仲介した罪で刑法改正法令第11条項が適用され、テイラーも有罪となって2年間の重労働の刑を課された。テイラーは売春斡旋業者として、売春という違法行為を不正に管理し、そこから利益を得るという非行性を持っていた。そして、テイラーが有罪宣告を受けて投獄されたことで、彼の非行性にはラベルが貼られ、同様の非行性を持つ者の取り締りが強化されたと考えられる。

以上のように、監獄は、単純に囚人の性質を変容させ、犯罪行為を抑制することだけを目的とするのではなく、違法行為のなかから利益を得ようとする経済政策としての役割を担っていた。そのために、ワイルドは「監

獄の失敗」という現象に巻き込まれ、その性質を社会に有用なものへと変容させられることに失敗し、監獄にすべてを奪われ、出獄後も失意の人生を送ることになった。しかし、ワイルドが「監獄の失敗」の犠牲者となったその裏では、「監獄の成功」と呼ばれる、監獄の果たす経済政策が強固に機能していたのだと考えられる。

7. おわりに

ワイルドの身体には、自由を奪い取り、社会的に有用で服従的な人間に変容させようとする監獄の権力が作用し、彼は部分的には変容させられた。しかし、出獄後のワイルドの生活や創作活動を鑑みると、投獄前と比較して彼が社会的に有用な存在へと変容したとは言えない。ワイルドの性質の変容が適切に進まなかったその裏には、1877年の監獄法や、経済政策という監獄の役割があった。囚人の自由を奪って罰し、その性質の変容を目指すだけでなく、違法行為から利益を得ようと試みる監獄の権力は、出獄後もワイルドを攻囲し続け、心身の健康や社会的地位、財産、家族、なにより時代の寵児であったワイルドの創作力まで衰退させ、彼を監獄の犠牲者の1人としてしまったのである。

注

1. 刑法改正令は元来、ホワイト・スレーブを防止し、売春等を行わないよう女性を保護する目的で定められたものであった。第11条項（ラブシェール修正条項）は、これを拡大させ、公然・非公然を問わず、男性間での売春の斡旋や、重大猥褻行為に及んだ者を、2年以下の懲役刑（重労働を伴う場合と伴わない場合がある）に処するというものであった。
2. 『獄中記』は1962年に、Rupert Hart-Davisによって初めて完全版が出版されているが、本稿の引用には2003年に出版されたMerlin Hollandの*Complete Works of Oscar Wilde*から『獄中記』を使用した。
3. *Discipline and Punish*は、1975年にフランス語で出版されているが、引用にはAlan Sheridanによって英訳され、1987年に出版されたものを使用した。*Discipline and Punish*の日本語訳の引用は、田村俣により翻訳され、1977年に出版された『監獄の誕生——監視と処罰』を使用した。
4. ワイルドは逮捕直後に家財道具などを売却されたが、逮捕前に負った負債

の返済には足りなかった。さらにクイーンズベリー侯爵がワイルドとの裁判費用を要求して、ワイルドの破産申請の先頭に立った。友人らがその穴埋めを行ったが、なお返済には届かず、1895年11月12日、ワイルドは破産裁判所で破産宣告を受けることになった（平井187）。

5. 1895年2月14日、クイーンズベリー侯爵は*The Importance of Being Earnest*の初演のステージで、野菜のブーケを投げつけてワイルドを侮辱しようと企んでいた。その企ては事前に露見したために失敗したが、クイーンズベリー侯爵はワイルドを侮辱することを諍めてはいなかった。同年2月28日、ワイルドはアルベマール・クラブ（the Albemarle Club）において、クイーンズベリー侯爵によって残されていた置手紙を受け取ったが、そこには“*For Oscar Wilde posing as a sodomite*”と書かれてあった。“sodomite”は、クイーンズベリー侯爵が怒りで興奮していたことによる書き間違いであり、「男色家」（“sodomite”）のことであると考えられている（宮崎149）。このメッセージに憤慨したワイルドは、誹毀罪でクイーンズベリー侯爵を訴えた。その結果、ワイルドは敗訴して反対にクイーンズベリー侯爵に告訴され、有罪判決を受けることになった。
6. ボジーやテイラーから紹介された男娼等とともに享楽に耽ったことを、ワイルドは“*feasting with panthers*”と表現した（Ellmann 389）。

参考文献

- Ellmann, Richard. *Oscar Wilde*. New York: Vintage, 1987. Print.
- Foucault, Michel. *Discipline & Punish: The Birth of the Prison*. Trans. Alan Sheridan. New York: Vintage, 1977. Print.
- Fox, Lionel. W. *The English Prison and Borstal System*. London: Routledge, 1952. Print.
- Knox, Melissa. *Oscar Wilde: A Long and Lovely Suicide*. New Heaven: Yale, 1994. Print.
- Wilde, Oscar. *The Complete Letters of Oscar Wilde*. Ed. Merlin Holland and Rupert Hart-Davis. London: Fourth Estate, 2000. Print.
- . *The Complete Works of Oscar Wilde*. Ed. Merlin Holland. 5th Ed. London: Collins, 2003. Print.
- . *The Complete Works of Oscar Wilde*. Ed. Ian Small. Oxford: Oxford UP, 2013. Print.
- 川崎淳之助「書簡『獄中記』を中心に——赤裸な心の遍歴の記録」『オスカー・ワイルドの世界』富士川義之・玉井暲・河内恵子編著、開文社、2013年。113-134頁。
- コルバン、アラン「身体の遭遇」小倉孝誠訳、A・コルバン・J-J・ルクレティー

- ヌ・G・ウィガレロ監修『身体の歴史Ⅱ——19世紀フランス革命から第一次世界大戦まで』藤原書店、2010年。183-256頁。
- ターナー、ジェイムズ『動物への配慮——ヴィクトリア時代精神における動物・痛み・人間性』斎藤九一訳、法政大学出版局、1994年。
- 角田信恵『オスカー・ワイルドにおける倒錯と逆説』彩流社、2013年。
- フーコー、ミシェル『監獄の誕生——監視と処罰』田村俣訳、新潮社、1977年。
- 本間里美・十枝内康隆「*De Profundis*に見る Wildeを監獄へ送った権力」『北海道教育大学紀要』第64巻2号、2014年。121-130頁。
- 平井博『オスカー・ワイルドの生涯』松柏社、1960年。
- 宮崎かすみ『オスカー・ワイルド——「犯罪者」にして芸術家』中公新書、2013年。

(北海道教育大学非常勤)
opeko_kohime@yahoo.co.jp